

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回藤井寺市職員倫理委員会
開 催 日 時	令和8年2月7日（土）午後3時～午後4時15分
開 催 場 所	藤井寺市役所 2階 研修室
出 席 者	（委員） 梶委員長、中川委員、村田委員、永榮委員、難波委員 （事務局） 総務部長、人事課課長・主幹
会 議 の 議 題	1 利害関係者との接触に関する届出書について（案件7件）：公開 ※報酬等届出書については該当案件なし
会 議 の 要 旨	前回会議後から令和8年1月31日までに提出された利害関係者との接触に関する届出書について審議、検討する。
会 議 録 の 作 成 方 法	要点記録
記 録 内 容 と 確 認 方 法	出席した構成員全員の確認を得ている。
そ の 他 必 要 事 項	当日の傍聴者は0名であった。

- ・総務部長より挨拶
- ・委員長より挨拶

【審議案件】

1 利害関係者との接触に関する届出書について

・前回会議後から令和8年1月31日までに提出された「利害関係者との接触に関する事前届出書」7件の審議を行った。

・ 資料番号1

規則第6条第1項第1号および第3号により判断することになるが、職員が個人負担を参加であり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

・ 資料番号2

規則第6条第1項第3号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

・ 資料番号3

規則第6条第1項第1号により判断することになるが、研修を行っており、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

・ 資料番号4

規則第6条第1項第8号により判断することになるが、市長・副市長随行での参加であり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

・ 資料番号5

規則第6条第1項第8号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

・ 資料番号6

規則第6条第1項第1号および第3号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

・ 資料番号7

規則第6条第1項第3号により判断することになるが、公務として参加した会議終了後に開催されたもので、また職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

- ・次回の藤井寺市職員倫理委員会の開催について
令和8年7月4日(土) 午後 (予定)